

- 8 別表第4第1号から第8号まで、第10号又は第16号に掲げる鉛業務（遠隔操作によつて行う隔離室におけるものを除く。）を行う屋内作業場
- 9 別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所において作業を行う場合の当該作業場
- 10 別表第6の2に掲げる有機溶剤を製造し、又は取り扱う業務で厚生労働省令で定めるものを行う屋内作業場

→ **労働安全衛生規則 別表第6の2**

(特定化学物質)

別表第3 特定化学物質

一 第一類物質

- 1 ジクロルベンジジン及びその塩
- 2 アルファ - ナフチルアミン及びその塩
- 3 塩素化ビフェニル（別名PCB）
- 4 オルト - トリジン及びその塩
- 5 ジアニシジン及びその塩
- 6 ベリリウム及びその化合物
- 7 ベンゾトリクロリド
- 8 1から6までに掲げる物をその重量の1パーセントを超えて含有し、又は7に掲げる物をその重量の0.5パーセントを超えて含有する製剤その他の物（合金にあつては、ベリリウムをその重量の3パーセントを超えて含有するものに限る。）

二 第二類物質

- 1 アクリルアミド
- 2 アクリロニトリル
- 3 アルキル水銀化合物（アルキル基がメチル基又はエチル基である物に限る。）
- 4 エチレンイミン
- 5 エチレンオキシド
- 6 塩化ビニル
- 7 塩素
- 8 オーラミン
- 9 オルト - フタロジニトリル
- 10 カドミウム及びその化合物
- 11 クロム酸及びその塩
- 12 クロロメチルメチルエーテル
- 13 五酸化バナジウム
- 14 コールタール
- 15 三酸化砒（ひ）素